

千葉県告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料及び手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年1月29日

千葉市長 熊谷俊人

1 委託する相手方

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

会長 竹川 幸夫

2 委託内容

千葉市桜木園の使用料及び手数料の徴収事務

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで